



当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年8月31日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パラオ国／大洋州及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

パラオは、国全体の人口規模は約1万8,000人（世界銀行、2020年）であるが、観光客は新型コロナウイルス感染症拡大前には約9万4,000人（パラオ政府観光局、2019年）が訪れ、観光が主要産業となっている。パラオの観光産業推進の基本は、2015年、パラオ政府によって策定された「Palau's Responsible Tourism Policy（パラオの責任ある観光方針）」の中で、観光開発と気候変動等の環境への配慮とのバランスを保持することがパラオの経済成長にとって極めて重要と定められている。気候変動に対する配慮に関しては、パラオはUnited Nations Framework Convention on Climate Change（UNFCCC:気候変動に関する国際連合枠組条約）に基づくNationally Determined Contribution（NDC:国が決定する貢

献)の温室効果ガス排出量削減目標として、2025年までに2005年の水準からエネルギー部門を対象に22%削減することを目指している。運輸交通セクターについては、2016年にパラオ政府によって策定された「Complete the Streets Initiative」の中で、自家用車の電気自動車やバイオディーゼル燃料等を使用した環境に優しい車両への転換、徒歩・自転車及び公共交通の推進の促進に取り組むこととしている。

パラオはこの持続可能な経済成長の実現のため、2019年に、2030年への道筋としてSDGsに関する最初の自発的國家レビューを発表した。その中で、経済格差解消・環境改善及び気候変動に対するレジリエンスの強化が重点課題として位置づけられ、そのアプローチとして、歩道を含む道路交通インフラ、再生可能エネルギーを活用した公共交通や海上交通の整備が挙げられている。しかし、パラオには、公共交通機関は存在せず、観光客に対しても空港からの移動については各ホテルまたはツアー会社による送迎サービスのみ、タクシーも極めて限定的という状況にあり利便性は低い。また国民の移動手段としての自家用車は約8千台（JICA「パラオ国橋梁セクター情報収集・確認調査」、2019年）が登録されており、朝夕のラッシュ時間を中心として、経済の中心地であるコロール州内では渋滞が慢性化している。加えて、駐車場の不足、廃棄自動車の処分コストの増加等、自家用車の多用を原因とした課題が顕在化している。

かかる状況の中、パラオでは2022年5月から試験的にバスの運行も行われているが、台数不足のために朝夕1本程度の運行となっており、利用者も限定的である。加えて、石油燃料を100%輸入に頼っているパラオでは原油価格高騰が自家用車を利用する国民に直接影響しており、バスを利用する文化がない国ではありながらも、今後一層の公共交通への需要が見込まれる。

観光開発と気候変動等の環境への配慮を両立させた持続的な経済成長をパラオが成し遂げるためには、これらの課題へのアプローチとして国民及び観光客が利用できる、自家用車に代替する交通手段（以下、環境配慮型交通システム）が必要であり、短期的には試験導入が始まったバス事業の効率化、輸送能力の拡充が求められている。また、海に囲まれた海洋国家、観光立国であるパラオの特性の考慮も必要である。本邦でも地方の観光地で利用が進む小型モビリティやグリーンスローモビリティはパラオでも有望な施策となる。一方、交通インフラを構築することはコストと時間を要するので既存の自家用車の利活用や公共交通の利用促進に向けた啓発も重要である。ライドシェアやバスロケーションシステム等をはじめとする、交通DXの活用での国民の行動変容を促すことも検討対象となる。上記のような背景を踏まえ、パラオ政府は気候変動対策に資するSDGsに取り組む都市の一部となる環境配慮型交通システムに係るマスタープランの策定を日本政府に要請した。

【小型モビリティ】：自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。

【グリーンスローモビリティ】：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

【ライドシェア】：一般ドライバーが自家用車で提供する旅客運送サービス。乗客とのマッチングはドライバー自らではなく、専用のアプリケーション等で行う。

【バスロケーションシステム】：無線通信やGPS等を利用してバスの位置情報を収集することで、バスの定時運行や走行状況の公開に役立てるシステム。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、協力計画の策定への協力及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2022年9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 本プロジェクトでの最適な評価手法を検討する。
- ③ パラオ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑥ パラオ側関係機関との協議に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年9月中旬～2022年10月中旬)

- ① JICA パラオ事務所等との打合せに参加する。
- ② パラオ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。特に、PDM 案、PO 案の説明については実施機関関係者の理解度に応じた丁寧な説明を JICA 団員と協力して行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。
- ④ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトの内容を検討する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、PDM・PO を含む R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対する PDM 案、PO 案、R/D 案、M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果を JICA パラオ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年10月中旬～2022年10月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成及び取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を提出する。他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する

るガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2022年10月21日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒グアム⇒パラオ⇒グアム⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月18日～10月7日を予定しています。現段階で想定している上記日程は、JICA調査団員と同一日程です。また、島嶼モビリティ及びバス事業運営の団員は、9月18日～10月15日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点で入出国時には隔離期間が不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 島嶼モビリティ (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) バス事業運営 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パラオ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前帰国後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「パラオ国 送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクトファイナルレポート」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000040725>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上